



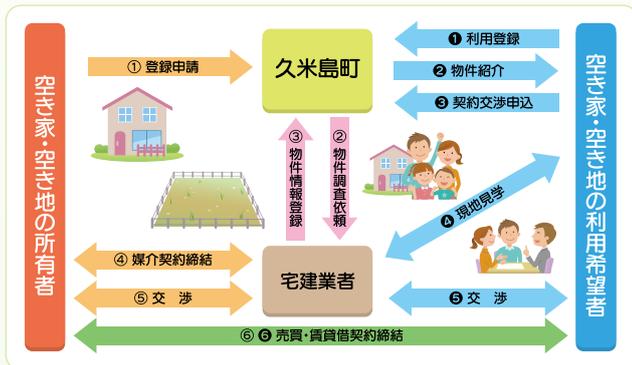
空き家・空き地バンクの運用 & 空き家活用促進補助金の交付を開始します!



令和元年度に策定した「空家等対策利活用計画」の施策の一つである、**空き家等の流通促進・利活用支援**に取り組むため、**空き家・空き地バンク制度の運用**及び**空き家活用促進補助金の交付**を開始します。

空き家・空き地バンクとは?

久米島町が運営する、空き家・空き地を「売りたい」「貸したい」と考えている所有者と「買いたい」「借りたい」と考えている利用希望者を結ぶ制度です。



空き家活用促進補助金とは?

空き家バンクに登録された空き家について、所有者もしくは借りたり買ったりして居住する方が、改修工事等を行う際にその一部を補助する制度です。

補助の金額はいくら?

対象事業の1/2で、50万円が上限です。

補助を受けるには条件があるの?

所有者が利用した場合には3年間空き家バンクに登録すること、買った・借りた人が回収した場合には3年間居住すること等の条件があります。詳しくは「空き家活用促進補助金交付要綱」を読むか、お問い合わせください。

その他

- 空き家・空き地バンクについて、もっと詳しく知りたい!
- 家と土地の名義が、亡くなったお祖父さんなんだけど...
- 家は結構傷んでいるけど、登録できるの?

ぜひ、一度お気軽に「島ぐらしコンシェルジュ」までご相談ください!!



お問い合わせ先 島ぐらしコンシェルジュ ☎894-6488 / 企画財政課 ☎985-7122

皆さん、こんにちは。島コンの矢島です! 早々にコロナ騒ぎが収束することを祈るばかりです...

さて、空き家活用の方法第2弾は、「民泊」について提案したいと思います。

「民泊なら知っているよ。」「やっている人もいるよ。」と思われ方も中にはいらつしやるかと思えます。しかし、「民泊」と言っても現在5種類に分けられることをご存知ですか?

それぞれにメリット・デメリットはありますが、「旅館業法の簡易宿所営業」、「特区民泊」、「住宅宿泊事業法の民泊」、「イベント民泊」、「農泊」があります。その中で、特区民泊は、沖縄県に指定されている自治体ではないため、今後、自治体への働きかけが必要になります。また、イベント民泊と農泊についても、空き家活用からは直接的なつながりが薄いため、またの機会にお話しします。

今回は、「旅館業法の簡易宿所営業」、「住宅宿泊事業法の民泊」のメリット・デメリットをお伝えできればと思います。

はじめに、「旅館業法の簡易宿所営業」についてのメリットは、「毎日営業ができること! 集客力の強い大手旅行サイト(ExpediaやBooking.com等)で集客が可能で、利益が上がりやすいことでしょうか。一方デメリットとして、許可制のため、許可取得の手間やコストが必要になります。

次に、「住宅宿泊事業法の民泊」のメリットについては、都道府県知事に届出を行えば営業できることや、旅館業法ほどの規制がない点が上げられます。デメリットとしては、年間営業数が180日にと決まっていたり、大手旅行サイトが利用できないため、利益が大きくないことが上げられます。

今回はここまで! 次回は民泊を活用した空き家活用をお送りします。

※5月の空き家相談は、コロナウイルス感染症対策のため事前にお問合せください。



賃貸以外の
空き家活用方法②



お問い合わせ先 場所: 仲原家(真謝20番地) ☎894-6488 info@shimagurashi.net